

孟津県岑平等墓について ——唐代における南朝系女性をめぐる——

小林聡 埼玉大学教育学部社会講座

キーワード: 唐代、岑平等墓、南朝系人士、墓誌、俑、女楽

1. はじめに

筆者の最近の研究テーマの一つとして、“隋唐期における南朝系人士のあり方”というものがあり、これは、旧南朝諸王朝の支配下にあった家門のうち、主として侯景の乱から隋朝による陳朝征服にかけての動乱の際に“北遷”した人々(本稿では、北朝諸王朝によってもととの居住地である南朝の領域から華北(長安など)に移住させられたり、官人として北朝諸王朝に仕えたりしたことを北遷と称する。553~554年に西魏が梁朝の長江上流・中流地域を征服した頃、及び589年に隋朝が陳朝を征服した頃が、北遷事例の二つのピークをなす)、及びその後裔の活動について注目するもので、移住者から数世代後の初唐期までを追跡してみた。分析の際には、正史などの伝世文献とともに、墓誌を活用することによって、例えば伝世文献ではデータの少ない女性の一生を追うことができることなど、墓誌活用の有効性をまず指摘し、それを踏まえつつ、不十分ながら南朝系人士の墓誌を整理した上で、7世紀後半に至っても、南朝系の家門は婚姻関係などによってある程度の一体性・紐帯を保っていたのではないかと等、粗いながらも展望をおこなった¹⁾。これとは別に、筆者は漢唐間の礼制・服制(公的服飾制度)を研究しており、官人の服制から礼制序列とその変化を見いだそうとしたり、鮮卑系・西域系の服飾が、北朝から隋唐にかけて、次第に中国王朝の服制に取り込まれていったことなどを、古墓から出土した俑や墓室を飾る壁画・画像磚を活用して論じているが²⁾、また、近年は朝廷の音楽演奏における服制と楽制(公的音楽制度)の関係を論じたり、“天子による臣下への楽人(鼓吹・女楽)の下賜”の政治的意味を探ったりもしている³⁾。

筆者の近年の問題関心は以上のようなものであるが、今回は、南朝系の家門である南陽棘陽を本貫とする岑氏に属し、初唐の宰相として有名な岑文本の姪にあたる、岑平等(638~698年)という女性の墓から出た文物を取り上げる。1992年に発掘調査が行われた岑平等墓からは、後述のように墓誌とともに俑が発見されている。隋唐期における長安・洛陽など華北各地で活動した南朝系家門に属する人々の古墓から墓誌が発見されるのは珍しいことではないが、墓誌とともに楽器を演奏したり、舞ったりしている様子を表現した伎楽俑(多くは女俑)や、男女の侍俑など多様な華麗な俑が見つかるのは比較的珍しいことであり、初唐期における南朝系人士の人生の一端に触れることができると言える。岑平等墓は“南朝系人士”、“服制”、及び楽制史から派生した“女楽”という、筆者が近年扱っている三つの研究対象を含んでおり、本稿では、資料・文物の簡単な紹介ではあるが、そういった各方面から岑平等墓にアプローチしていきたい。

2. 岑平等墓の概要

岑平等墓については、1992年に310国道孟津考古隊によって発掘簡報が発表されており⁴⁾、以下、基本的にこの簡報に従って、岑平等墓(M69)から出土した墓誌や俑などについての主要情報を掲げる。

1991年9月、310国道孟津考古隊は、河南省孟津県送莊西山頭村の東南1.5kmの地点で、唐代の古墓、M69の発掘調査を行った。墓道の長さは12.4m、幅は0.8m、墓道に接する甬道の寸法は、長さ3.4m、幅1.1mであり、甬道内に墓誌が置かれていた。また、甬道の東西両壁には壁龕があり、その内部に俑などの副葬品がいくつか置かれていたという。墓室は3.4m四方の広さを持ち、既に盗掘者によって荒らされていたが、ここにも俑などの副葬品が置かれていた。また、壁面に壁画は描かれていないようである。

次に副葬品であるが、簡報は全部で46件確認されるとしている。副葬品の中でも俑を中心に整理すると、以下のようである。まず、伎楽(楽人)俑が10件あり、10件のうち女楽(ここでは女性の楽器演奏者を指している)俑が6件(M69:11、M69:12、M69:13、M69:14、M69:15、M69:16)で、いずれも楽器を演奏する様子を表現しているとされるが、女楽が保持しているはずの楽器を象った模型は見つかっていない。次に女舞俑が2件(M69:17、M69:18)、男伎楽俑(市元墨氏によると、この俑は男性ではなく、男装の女性を表現しているという⁵⁾)が2件(M69:19、M69:20)あるとされる⁶⁾。以上が伎楽俑10件の内容であり、そのうちの女楽俑の一部を図1に、女舞俑の一部を図2に示した。他に侍俑が19件あり、そのうち女侍俑が7件(M69:2、M69:5、M69:6、M69:7、M69:8、M69:9、M69:10)、男侍俑が12件(M69:4、M69:21、M69:28~32、M69:38~42)あるという。伎楽俑・侍俑の他に牽馬俑が2件(M69:34、M69:36)、牽駝俑が2件(M69:45、M69:46)があり(いずれも馬か駱駝の俑を伴う)、その他、天王俑(M69:23)、文官俑頭(M69:1)、女俑頭(M69:3)も見つかっている。おおまかに言えば、俑群は伎楽俑、侍俑、その他の俑の三つに大別されると言えよう。

次に岑平等の墓誌(M69:27)であるが、誌蓋は頂部の長さ38.5cm、幅35cm、刹の高さ7.5cm、底部は長さ59.4cm、幅は59cm、厚さ5cmであり、陰刻・篆書で「大周故清苑公劉府君夫人岑氏墓誌銘」と刻されている(図3)。墓誌の寸法は、長さ60.5cm、幅60.2cm、厚さは12.3cmであり、誌文は楷書で刻され、28行あり、1行は28字からなり、全部で756文字である(図4)。次に以下に誌蓋及び墓誌本体の文を掲げる。釈読は、周紹良等主編『唐代墓誌彙編続集』(上海古籍出版社、2001年)、386頁によるが、洛陽市第二文物工作隊、李献奇・郭引強編著『洛陽新獲墓誌』(文物出版社、1996年)、44頁や先行研究に従って字句を修正している(なお、誌文はできる限り繁体字で表記した)。

【誌蓋】 大周故清苑公劉府君夫人岑氏墓誌銘

【誌文】

- 01 大周故清苑公劉府君夫人岑氏墓誌銘并序
- 02 夫人諱平等字宣慈南陽棘陽人也家址氤氳承公劉之積德地腴昭晰
- 03 因姬文而命氏舞陰壯侯名圖星象會稽太守績著人謠曾祖善方梁中
- 04 書舍人司舟卿起部尚書侍中宇文朝驃騎大將軍長寧公宇文史有傳
- 05 上調陰陽下平寇亂威宣貳虎榮珥貂蟬祖之象隋虞部員外侍郎邯鄲
- 06 令附見宇文史位不充量實繁其華踐玉署以爲郎佩銅章而出宰父文
- 07 昭唐祕書省校書郎揚雄典校實謂材高顏子鄰幾終悲運促夫人體苞

08 上善德備中和因心於仁孝之方踐行於柔慈之域敦詩悅禮暗合於母
09 儀纂組蘋繁率由於嬪則外從之禮言歸邦彥清苑劉公比儀鸞鳳方價
10 瓊璠強學富於五車逸才馳於七步標梅有典申舊好於潘楊權木垂陰
11 等嘉偶於袁馬輔仁冥漠俄興逝水之悲與善寂寥奄結崩城之痛年甫
12 廿縻居自誓援青松而比節秉白玉以爲心淑問洽於宗姻柔嘉稱於娣
13 姒夫人至性冥發淳心自然累嬰荼蓼期將毀滅至若在原興感陟崗懷
14 慟雖律踰鑽燧而口絕甘腴加以深悟因果精崇妙覺以幽閑之性融心
15 於寂滅之津持婉孌之風淨念於無爲之境通辰達夜常宣金口之文徹
16 產傾資盡入福田之用自鞠育一子訓誨兼深溫清見其多方宦遊申於
17 就養既而福愆眉壽天忘介福春秋六十一以聖曆元年五月十八日寢
18 疾終於鄭州之歸仁里夫人宿悟無生嘗觀坦化以清苑公早從懸窆遠
19 在渚宮言念脩途良難同穴知合葬之非古使隨處以安神粵以大足元
20 年十一月四日遷厝於洛州洛陽縣清風鄉和仁里之原禮也子前鄭州
21 司倉敦行充窮在疚匍匐哀痛顧復之長違號穹旻而永訴雖曾柴之
22 合禮顏閔之丁憂曷足云也姪義恩深猶子恨隔幽冥將以中園之德外
23 聞罕究闈庭之懿竊所備知輟泣爲文庶存實錄其銘曰
24 周作盤石漢膺裂土服道遊藝重規疊矩昭晰英彥陸離珪組餘慶有光
25 賢明踵武作嬪秀傑爰邁哲人弘宣中饋盡敬如賓悲興晝哭義貫貞筠
26 四德誰擬千載爲鄰厚下曰仁行之靡忒通神曰孝追深罔極與善寂寥
27 輔仁冥默永絕柔範長淪婦則祖行就駕色養長違玄雲慘色白日沉輝
28 淒涼容衛塊莽郊畿勒銘幽壤永播音徽

簡報の結語部分では、墓誌によると墓葬は武周時代の太足元(701)年になされた点、誌文は墓主岑平等は曾祖父として岑善方、祖父として岑之象の名を挙げるが、この二人については、後梁などの官人として史書に記載がある点(『周書』巻48、蕭愨伝附伝、『北史』巻93、僭偽附庸伝梁蕭氏伝附伝)、父の岑文昭が唐太宗の重臣として知られる岑文本の弟であることが『旧唐書』巻70、岑文本伝からわかる点、岑氏の甥にあたる岑義が岑平等墓誌の撰者である点、岑氏と夫劉某との間の子劉敦行は、『新唐書』巻71上、宰相世系表一上、南陽劉氏の条に見える点などが指摘されている。

なお、岑平等の近辺の人物に関する資料として、708年に張景毓が岑植(岑文本の子である岑景倩の子で、岑平等から見て従兄弟の子にあたる。後掲の系図参照)の事績を讃えた「県令岑君德政碑」(『全唐文』巻405所収)、1930年に洛陽から出土した岑平等の子、劉敦行の神道記「大唐故通議大夫沂州司馬清苑県開國子劉府君神道記」(720年埋葬)といったものがある。

3. 岑平等墓誌について

この岑平等墓から出土した墓誌や伎楽俑については、いくつかの論考が出ている。本節では、墓誌をめぐる研究を紹介する。

まず、発掘簡報の発表からまもなく劉海旺氏の論考が出た⁷⁾。氏は誌文の冒頭において岑氏の家系を述べた部分について、誌文の記述は史書と概ね合致するが、誌文が先祖の爵号を「舞陰壯

侯」と称している点については、『新唐書』巻72中、宰相世系表二中、岑氏の条に、岑氏の先祖として「舞陽壯侯岑彭」が挙げられ、誌文と相違するとしつつも、『後漢書』巻17、岑彭伝には、光武帝の功臣であった岑彭が舞陰侯に封ぜられた(諡号は壯侯)ことが記されているので、誌文の記述が正しく、『新唐書』の記述の方が誤っているとする。

また、劉海旺氏は誌文を通して岑平等の夫の一族である劉氏についての記述が簡略であり、そもそも夫の名も「清苑公劉府君」としか記されていない点を指摘する。氏は誌文に登場する岑氏の子、前鄭州司倉參軍の劉敦行の名が『新唐書』巻71上、宰相世系表一上、南陽劉氏の条に載っていることから⁸⁾、その祖父(岑平等にとっての義父)が、633年に清苑県男に封ぜられ、645年、褚遂良(言うまでもなく、彼もまた南朝系の家門の出である)に誣告された末に、太宗の逆鱗に触れて死を賜った劉洎(『旧唐書』巻74、『新唐書』巻99に伝あり)であることが判明するとしている。その後、武氏が皇后となり(655年)、彼女と対立していた褚遂良が失脚すると、劉洎の名誉を回復する気運が高まり、684年に至って官爵が復されるだけでなく、墓誌にあるように清苑県公に格上げされ、その子である岑平等の夫もまたその爵位を継承することができたと考えられる。『新唐書』巻71上、宰相世系表一上、南陽劉氏の条によると、劉洎には広宗・弘業の二子があり、広宗が兄、弘業が弟になるが、長子が爵位を継承したと考えられることから、岑平等の夫は広宗であり、彼が死去したのは岑平等が20歳の時であったという誌文の記述から推して、その年は656年(褚遂良失脚の翌年)にあたりと氏は想定する。そして、兄の死後、弟の弘業が父の冤罪を晴らすために奔走したということになる。

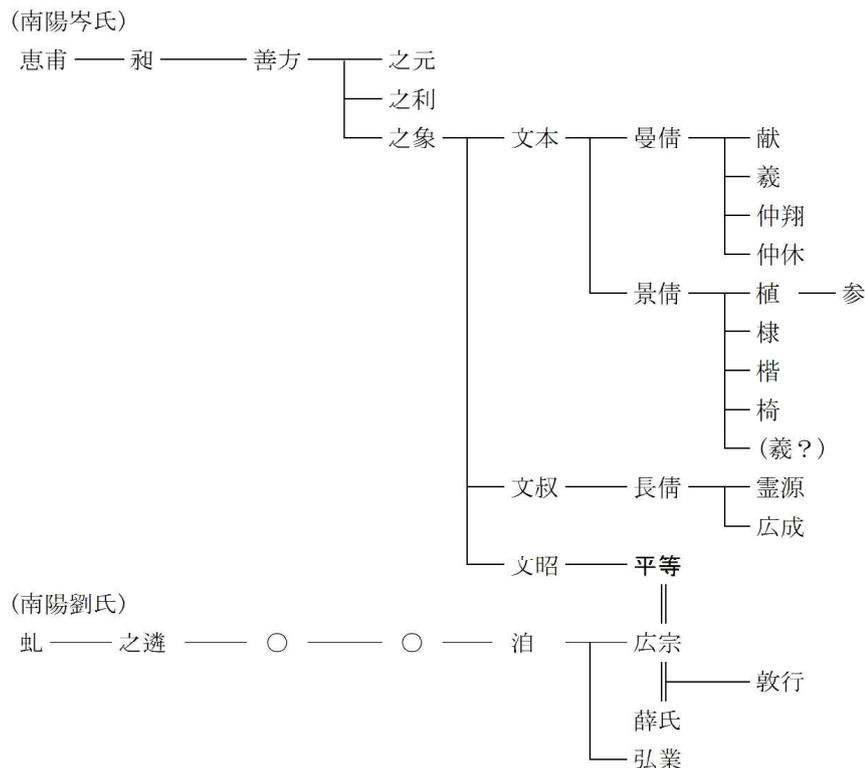
なお、氏は岑平等と劉広宗の結婚生活が短かったために夫婦間の愛情があまり育まねず、それゆえ彼女は死に臨んで、夫が葬られている南方の渚宮、すなわち江陵に合葬されることを望まず、劉敦行の計らいによって洛陽北邙に葬られることとなったのではないかと想定している。

さて、李建華氏の近年の論考も墓誌の分析をおこなうもので⁹⁾、まず、誌文に現れる撰者の「姪羲」とは岑羲を指し、岑文本は岑平等の伯父にあたり、岑羲は岑文本の孫にあたりとして従来の説に同意するが、岑氏の系譜に関しては従来にない説も唱える。すなわち、岑羲の父は、『新唐書』巻72中、宰相世系表二中、岑氏の条では曼倩とされているが、708年に刻された前述の張景毓撰「県令岑君徳政碑」には、文本の子として景倩、景倩の子として兄の羲と弟の植(碑文の主人公)がいたことを記している点、岑植の子で、詩人として名高い岑参の「感旧賦」中で岑羲を伯父と称している点から、系図を改めるべきことを主張している¹⁰⁾。

そこで、『新唐書』巻72中、宰相世系表二中、(南陽)岑氏の条、同書巻71上、宰相世系表一上、南陽劉氏の条、『周書』巻48、岑善方伝、『旧唐書』巻70、岑文本伝などの史料に、岑平等墓誌に関する劉海旺・李建華両氏の見解などを加味して、岑平等の周辺人物の系図を作成した(下の「岑平等をめぐる系図」参照)。

また、李建華氏は、岑平等が江陵ではなく洛陽に葬られたことについて、劉海旺氏が言うように短い結婚生活のために夫婦の間で十分な愛情が育まなかったから、というだけではなく、誌文に「深悟因果、精崇妙覺、以幽閑之性、融心於寂滅之津。持婉嫵之風、淨念於無為之境。通辰達夜、常宣金口之文。徹産傾資、尽人福田之用」とあるように、彼女が敬虔な仏教徒であったことが背景にあるとした。氏によると、唐代において仏教信者の既婚女性が単独で埋葬される例は珍しくなく¹¹⁾、岑平等もまたそのような風潮に従って、夫婦合葬ではなく単独埋葬を選んだのではないかとする。また、氏は岑平等の単独埋葬の背景として仏教の影響以外に、高宗期から玄宗期にかけて、多くの山東士族・南朝系僑姓士族が洛陽へ移住していった風潮を挙げる。劉洎自身

は南方の江陵に葬られたものの、劉氏一族もやはり洛陽に移住していることが、邙山から出土した前述の劉敦行の神道記(720年埋葬)や「大唐前同州澄城県主簿南陽劉肱妻河東裴氏墓誌」(736年埋葬)からわかり、鄭州司倉參軍であった劉敦行一家は、岑平等が死去した698年から葬られた701年の間に鄭州から洛陽に移住し、そこを新たな本貫としたと考えられ、邙山に葬られた劉氏関係者の中では、岑平等は最初の例となり、結果として夫の墓所とは離れた土地に埋葬されることになったとする。



岑平等をめぐる系図

さらに、李建華氏は岑平等墓誌中で、墓主の伯父である岑文本や従兄弟である岑長倩という宰相経験者の事績について、撰者の岑羲が一言も述べていない点について、691年に岑長倩が武則天と対立して処刑され、704年になってようやく岑氏の官界復帰がなされた(岑長倩個人の名誉回復は、それよりもやや遅れて景雲年間(710~712年)であった)ためであるとしている。つまり、岑羲が岑平等の墓誌を撰した段階では、岑氏の事績を誇ることはできなかったことになる。

なお、李建華氏によると、劉敦行神道記の文中に「惟公薛氏所生」とあることから、劉敦行の生みの母は妾の薛氏であり、劉敦行にとって岑平等は継母にあたるとしている¹²⁾。その他の系譜は不自然な点はなく、劉敦行が鄭州司倉參軍であったときに母が死去したことを記し、この点も岑平等墓誌の記述と符合するとしている。

4. 岑平等墓の伎楽俑について

次に、岑平等墓の出土の伎楽俑について見てみよう。まず、女俑、特に女楽(ここでは楽器演

奏者＝工人、楽工を指す)俑と女舞俑の服飾について、先述の簡報に依拠し、若干の私見も交えつつ整理する。女楽俑6件(M69:11、M69:12、M69:13、M69:14、M69:15、M69:16)はいずれも跪坐し、髪型は双螺(頭部の左右に巻貝状に結う髪型)形の高髻であり、顔に白粉を塗り、口に紅を引き、額に紫の花鈿を描き、頬には黒い妝靨(化粧の一種)を施している(図1)。上半身(上衣)には窄袖(筒袖)の衫の上に半臂(半袖の衣服)を着ており、さらに披帛(細長い布)を肩に掛け、腰には束帯を締めており、下半身(下衣)には長裙を穿いている。これらの女楽俑は一件ずつ服飾の色彩等が相違するが、ここでは省略する。一方、女舞俑2件(M69:17及びM69:18)の方は、女楽俑と同じく頭部は双螺形の高髻を結っており、梅花を象った髪飾り(あるいは冠)を装着し、化粧は女楽と同様である(図2の前列2人が女舞俑)。衣服は、円領(丸首、あるいは詰襟)を持つ紫の窄袖の衫の上に、末広がり(あるいは裾広がり)の長袖を持つ衫を着て、さらにその上には忍冬文様の「大翻領(西域起源のファッションとされる、大きく折り返して裏地を見せる襟)」を持つ暗紅色の半臂を着ており¹³⁾、裙は二重になっており、外側には地面に着くほど長く、真中に切れ込みがある形状(舞踏に適した形状だったのであろう)の紫の外裙、その内側には黒と銀の中間の色彩の内裙を穿き、先端の尖った履を着用している。なお、このM69:17及びM69:18の女舞俑の出で立ちについては、咸陽長武県張臣合墓から出土した女舞俑(図5)と比較しうると筆者は考える。張臣合墓は岑平等墓の33年前の668年に作られているが、この俑は全体として岑平等墓の女舞俑に比してほっそりとした印象を与え、襟は翻領ではなく円領なのでこの点は相違するが、髪飾り(あるいは冠)の形状は酷似しており、形状の違う衫を重ね着し、その上に半臂を着ている点も同じである。裙は舞踏に適した形状なのであろうが、袴(あるいは裙)や履が露出しており、この部分は相違点と言える。張臣合は北朝系の家門の出であるので南朝的要素は考慮しなくてもよいであろうから、岑平等墓と張臣合墓の女舞俑の服飾はいずれも北朝・隋唐系統の服飾の基本線上に位置すると考えてよいであろう¹⁴⁾。

男伎楽俑2件についても述べておくと、1件(M69:20、図6)は頭部に紫花文様の風帽をかぶり、白粉を施し(それゆえ、先述のようにこれを男装の女性であるという説も成り立つ)、大翻領を持ち、紫花をあしらった赤い長袍を着て、黒い帯を締め、黒い靴を着用している。なお、この俑が着用しているタイプのかぶりものについては、「胡帽」、あるいは「卷檐虚帽」とする見解があるが、いずれにせよ漢族伝統のものではない¹⁵⁾。もう1件(M69:19)は、頭部に黒い幘頭(鮮卑帽から派生したかぶりもので、北朝末期には華北で一般的になっていた)をかぶり、大翻領・窄袖を持つ長袍(色は記載されていない)を着用し、黒帯を締め、下半身は緑の袴、赤い袜(靴下)、暗紅色の先端の尖った履が確認できるという。

次に女侍俑7件(M69:2、M69:5、M69:6、M69:7、M69:8、M69:9、M69:10)についてであるが、7件とも上半身には窄袖の衫の上に半臂と披帛をまとい、下半身には長裙、履き物は先端が跳ね上がっている如意履を履いており、これは唐代の他の女侍俑や壁画墓の女性とほぼ同じ形式を持っている。このように衣服の構成については比較的画一化したものを感じさせるが、服飾の色彩は様々であるとされる。また、髪型について言えば、M69:9、M69:10、M69:2は双螺形の半高髻、M69:6、M69:7、M69:8は翻刀(切っ先を上に向けた刀)状の高髻(図7はこの翻刀タイプの3件の中の一つであろう)、M69:5は半高単螺髻と様々であり、色とりどりの服飾と相まって、これらの俑の完成当初は華やかなものであったであろう。

先述の劉海旺氏は、女楽俑6件に注目し、劉洎が追贈され、墓誌に記されているように「公」になったとすれば¹⁶⁾、少なくとも三品の地位を得ているので、『唐会要』巻34、雑録に載せられ

た神龍2(706)年9月の「敕三品已上、聴有女楽一部。五品已上、女楽不過三人。皆不得有鐘磬」と言う記事から、3人を超えて6人の女楽を持つことを許されていたであろうとする¹⁷⁾。すでに失われている楽器については、M69:11は笙、M69:12は排簫、M69:13は古箏、M69:14は琵琶、M69:15とM69:16は大小箏箘か縦笛を保持していたであろうと推測し、これらを「坐部伎」の楽団としてカテゴリ化する。そして、楽器としては漢族伝統のものもあり、西域から伝来したものもあるが、これは貴族(士族)の私邸において様々なジャンルの演奏をおこなねばならなかったことを示しているとする。また、軽やかでゆったりとしたリズムの舞踊は、明らかに西域音楽の胡旋舞とは隔たりがあり、舞俑が着ている衣服の特徴的な「長袖」は、『通典』巻146、楽典六が「碧輕紗衣、裙襦大袖、画雲鳳之状、漆鬢髻、飾以金銅雜花、状如雀釵、錦履。舞容閑婉、曲有姿態」と表現するところの清楽(清商楽、つまり南朝系の音楽)の舞人の様子とよく合致するので、この楽団が清楽伎に属するのではないかと推測するとともに、西域音楽が流行する風潮の中で旧南朝の流れを汲む清楽の地位は揺るがなかったと結論づける¹⁸⁾。なお、氏は男伎俑2件については、散楽に属する者とし、2件のうちM69:19は俳優伎ではないかとしている。

一方、馮健氏は女楽俑6件が保持していたであろう楽器(木か竹で作られていたので、腐敗して失われているとする)について、敦煌莫高窟第127窟に描かれた盛唐期の楽舞の様子から類推して、M69:11は笙、M69:12は排簫、M69:13は古箏、69:14は琵琶、M69:15は縦笛、M69:16は箏箘を各々持っていたであろうと推測し、漢族伝統の楽器と西域から伝来した楽器の混合に唐代音楽の国際性の特色を見いだしている¹⁹⁾。岑平等墓が表現するところの女楽は高級官人などの家庭での宴飲の際に演奏をおこなったが、その家系から言って、演奏されたのは清楽であろうとし、この点劉海旺氏とほぼ同じ結論に達している。そして、女舞俑が舞っているのは当時宮廷の宴席や貴族(士族)の家宴で流行したしなやかでゆったりとしたリズムの「軟舞」であろうとする。氏は軟舞とは『教坊記』や『樂府雜錄』に見える「垂手羅」・「回波楽」・「緑腰」などの諸舞であり、「長袖」の衣服をまとった舞人が「挙袖揚身」する中原の伝統を受け継ぐ舞踊であったとして、南朝音楽と結びつけることはしていない。

劉海旺・馮健両氏が言うように、岑平等墓の女楽俑が南朝俗楽の流れを汲む清楽伎であったとすると、正史などに見える朝廷で演奏される隋唐時代の清楽伎で使用される楽器と、岑平等墓の女楽俑が使用している楽器を比較する必要性が出てくる。北周から隋唐にかけて、宮廷の燕楽(宴楽)においては、中国内で発展してきた諸楽曲と世界各国の諸楽曲がセットになって演奏される、渡辺信一郎氏が言うところの“多部伎”の制度があり、その中に南朝系の音楽ジャンルである清商楽も組み入れられ、楽器構成も判明する²⁰⁾。まず、『隋書』巻15、音楽志下に隋煬帝の大業年間(605~618年)に定められた九部伎中の清楽伎で用いられる楽器について、

其樂器有鍾・磬・琴・瑟・擊琴・琵琶・箏篋・筑・箏・箏・節鼓・笙・笛・簫・篋・塤等十五種、為一部、工二十五人。

とあり、『大唐六典』巻14、太常寺の条に、唐代の十部伎中の清楽伎で用いられる楽器などについて、

編鍾・編磬各一架、瑟・彈琴・擊琴・琵琶・箏篋・箏・筑・節鼓各一、歌二人、笙・長笛・簫・篋各二、吹葉一人、舞四人。

とあり、『通典』巻146、楽六、清楽の条に唐制について、

樂用鍾一架・磬一架・琴一・一絃琴一・瑟一・秦琵琶一・臥箏篋一・筑一・箏一・節鼓一・笙二・笛二・簫二・篋二・葉一・歌二²¹⁾。

とあり、『旧唐書』卷29、音楽志二に、唐制の清楽について、

樂用鐘一架・磬一架・琴一・三絃琴一・擊琴一・瑟一・秦琵琶一・臥箏篋一・筑一・箏一・節鼓一・笙二・笛二・簫二・篳二・葉二・歌二。

とある²²⁾。各々の記事に若干の相違点はあるが、おおまかに言って清楽の楽器編成は、隋から唐にかけて、埙がなくなる一方で、一絃琴(あるいは三絃琴)・吹葉と歌(歌手)が加わった程度で骨格はそう変わらず、鐘・磬・琴・瑟・笙・竽・簫・篳・埙といった雅楽器が過半を占めており、それに、琴から派生した擊琴、琴・瑟から派生した筑・箏のような俗楽器、イラン系の四絃琵琶が中国化した秦琵琶や、同じくイラン系の竪箏篋が中国化した臥箏篋などが組み合わされている形である。一方、劉・馮両氏が想定する岑平等墓の女樂俑の楽器編成を見ると、琴・(古)箏・琵琶・笙・(排)簫が前述の諸史料の記す清楽伎の楽器編成と共通している(なお、私邸での演奏なので、金石=鐘・磬は使用されない)。その他、箏篋かそれに類する縦笛が表現されているようであるが、岸辺成雄氏は前述の伝世文献が言う「笛」は横笛を指すとするので²³⁾、この点は岑平等墓の楽器編成とは異なることになる。十部伎中の清楽伎にはない箏篋が加わるとなると、より西域色を強めた編成になるが、武周時代、この墓が造営された頃には、箏篋の類も中国の楽器体系になじみ、定着していたので、清楽演奏でも使用されるようになっていたともいえるであろう。以上述べたように、岑平等墓の楽器編成は、おおまかに言えば十部伎中の清楽伎の楽器編成の中からいくつかの楽器を選択し、流行している箏篋等の縦笛を編入したものと言えよう。

なお、先にも一部引いたが、『通典』卷146、樂典六に、唐代十部伎中の清楽伎における工人(樂器演奏者)と舞人の服飾を述べて、

令工人平巾幘・緋褶。舞四人、碧輕紗衣・裙襦大袖、画雲鳳之状。漆鬢髻、飾以金銅雜花、状如雀釵。錦履。舞容閑婉、曲有姿態。

とあり、工人は平巾幘と(袴)褶を着用しているのが男性(男装の女樂であった可能性はある)が、舞人は劉海旺が述べているように女性が各々担当しているようであるが、岑平等墓では工人・舞人とも女性が担当しているという相違点がある。

5. 俑が出土した南朝系人士の唐墓について

先述のように、岑平等墓は南朝系人士の唐墓としては珍しく数多くの俑、特に女樂俑・女舞俑の出土があった例であるが、類例がないわけではないので、それらも見えていくこととする。まず、岑平等の死去の前年にあたる697年に死去し、その後まもなく埋葬された姚無陂の墓(1999年、西安南郊の羊頭鎮村で発見され、調査が行われた)を取り上げる²⁴⁾。出土した墓誌によると、姚無陂は吳興武康に本貫を置き、父儻は錦州神泉県令であったというが、父子とも伝世文献には見えない。だが、墓誌はその祖父は行杭州刺史などをつとめた姚思聰であったと記しており、この姚思聰は『新唐書』卷74下、宰相世系表四下、姚姓の条に名が見えている。世系表によると姚思聰の父は姚最で姚察の弟にあたり、姚察・姚最兄弟の父が姚僧垣である²⁵⁾。『周書』卷47、芸術伝に、姚最が梁末の元帝政権崩壊後、父とともに北遷し、長安の諸王朝に仕えたことが記されているので、陳朝滅亡に至るまで江南にとどまった兄姚察より数十年早く北遷した家系といえる。

さて、発掘簡報によると、この墓からは三彩の人物俑として、幘頭男騎俑1件・風帽男騎俑1件・小髻女騎俑1件・女騎俑1件・幘頭男俑2件・男俑1件・双髻女俑4件・小髻女俑6件、及び三彩ではない陶俑(侏儒俑)2件が出土しており、三彩の出土例としてはかなり早い部類とされ

るが、いずれの俑も岑平等墓出土の俑が持つ躍動性はないように思われる。俑の服飾を見ると、典型的な唐代初期のものであり(例として図8を挙げる)、北遷して1世紀半を経過している家門のためか、特に南朝色を感じさせる服飾ではない。

次に岑平等や姚無陂の墓よりも少し前、7世紀後半に作られた唐墓として、西安の南郊、長安区で発見され、2010年に発掘調査が行われた蔣少卿夫妻墓(蔣少卿墓の西側に隣接して夫人宝手の墓が作られている)を取り上げる²⁶⁾。夫妻ともに墓誌が出土しており、蔣少卿の墓誌によると、この家門は義興陽羨を本貫としており、曾祖父の蔣天宝は南斉の桂州刺史、祖父の蔣碩尚は梁の散騎常侍・将楽県開国伯となり、父の蔣子翼は陳朝の鄱陽王常侍となった後、陳朝滅亡とともに隋朝に仕えて永和県令になったという。簡報は、初唐期において義興蔣氏が医学機構の中で勢力を持っていたことが伝世文献からうかがえるが、そういった環境の中で、蔣少卿は殿中省尚薬局に属する殿中侍御医(従六品上)となったとする(657年死去)。一方、夫人宝手の家系は墓誌には姓が明記されていないが(発掘簡報は、おそらく李姓であろうとするので、以下これに従う)、永嘉の乱の際に南渡して本貫を隴西から呉郡に移した家門で、曾祖父の師子は梁(あるいは後梁か)の右領軍・通直舍人(中書通事舍人の誤りか)に任じられた一方、北周の郵・原二州刺史にも任じられて南北両王朝に仕え、祖父の礼賓は南渡したのか、もともと江南にいたのかは不明であるが、陳朝の延陵県令になり、父の瑱は隋朝の芳州司戸参軍などに任じられている。宝手は673年に死去し、675年に夫の隣に葬られている。このように、蔣少卿と(李)宝手は、長安に生きた南朝系家門同士の夫婦といえる。

出土した俑として、蔣少卿墓では武士俑2件、風帽俑6件、小冠(平巾幘)俑1件、籠冠(武冠)俑1件、女立俑4件、騎馬俑2件が、(李)宝手墓では武士俑2件、風帽俑10件、騎馬俑3件(うち1件は女性が騎乗する様子が表現されており、他の2件は破壊されていて詳細は不明)がある。女立俑の髪型や服飾は同時期の華北女性と変わらず(図9)、籠冠俑も籠冠の形状がやや特殊であるが唐代の同様の例が他にないわけではなく、翻領の付いた長袍は前述のように北朝の伝統を受け継いでいると言える(図10)。また、双方の墓からあわせて16件も出土した風帽俑の服飾は、洛陽遷都前の北魏の伝統を引き継ぐ北族的服飾の系譜上にあるものである。このように、俑を見る限り、北朝的伝統が引き継がれており、南朝的要素を見いだすことは難しい。

6. 俑が出土した南朝にかかわる隋墓について

前節では、北遷して一定期間が経過した唐代における南朝系人士の古墓の出土文物の例を見たが、北遷後間もない時期に作られた隋墓の例も見ておこう。まず、陝西省咸陽から出土した蕭紹墓(603年埋葬)を取り上げる。この墓は、2000年、咸陽飛行場拡張工事の際に発見され、調査が行われた²⁷⁾。墓主蕭紹の曾祖父は梁武帝の異母弟、安成王秀であり、祖父の蕭撫は西魏に降って以後長安の王朝に仕え、父の蕭濟は隋朝の官人となっていることが正史に見えるが、蕭紹本人の名は伝世文献に見えず、出土した墓誌によると、597年に長安の自宅で死去し(当時の官職は漢王諒の司法参軍)²⁸⁾、603年に葬られている。蕭紹墓からは武士俑、風帽俑、持箕俑、及び陶俑の一部をなすと思われる頭部が、各々1件ずつ出土している。発掘簡報はこの墓の墓室の形状は北周の伝統を受け継いだものであり、副葬品である鎮墓獸や武士俑はむしろ背面が平たい形状を持つ北周の俑ではなく北齊の俑に似ていることを指摘している²⁹⁾。先述の俑の形状を見ても、南朝的な要素と思われる要素はほぼない。俑の中で持箕俑の男性が小冠(平巾幘の類)をかぶって作業を

しているのが、やや珍しい(持箕俑は女性を象っていることが多い)といえるが(図11)、同様の事例が台湾の国立歴史博物館所蔵の北朝俑にもあるので、これも北朝系統のものとして考えるべき事例と言える。

一方、華北の首都圏から離れた、旧南朝地域に位置する隋墓から俑が出土した事例がいくつかあるので、これらも見えていくことにする。地域別に俑の事例を列挙すると、まず、南北王朝間の争奪戦の対象となった長江以北・淮水以南の地区の例として安徽省の合肥西郊隋墓(586年埋葬。1973年発掘調査)³⁰⁾、があり、南北朝末期、陳朝領内における北朝諸王朝との接点付近に位置した湖北省武昌地域の例として、東湖岳家嘴隋墓(大業年間の造営か。1982年発掘調査、画像磚も出土)³¹⁾、及び馬房山隋墓(隋初期。1988年発掘調査)³²⁾といった例があり、また、さらに南方の地域の例として、湖南省の湘陰県隋大業六年墓(610年埋葬。1972年発掘調査)がある³³⁾。なお、買地券から墓葬年代が確定できる湘陰県隋大業六年墓を除き、墓室の形状、副葬品、墓誌の記述などによって隋代に作られた可能性が高いと推測されているのであって、明確な証拠があるわけではない³⁴⁾。

これら南方隋墓から出土した俑を見ると、まず、合肥西郊隋墓からは、守門按盾武士俑2件、護衛武士俑6件、文吏俑2件、跪拝俑1件、蹲俑1件、女俑1件、女侍俑2件と多様な俑が出土している。武士俑は明らかに北朝系統のものであり、一方、文吏俑は平巾幘の上部に“梁”が載っているように見えるので進賢冠を着用しているとしてよいであろうが(図12)、衣服としては朝服ではなく袴褶を着用しており、全体としては北朝後期から隋唐期にかけての古墓から出土する俑がしばしば着用している“平巾幘+袴褶”よりやや格上のスタイルといえる。跪拝俑・蹲俑については、突起部が小さいので、進賢冠ではなく平巾幘を着用しているようにも見える。

次に武昌地区の東湖岳家嘴隋墓では、俑として侍吏俑1件、胡俑1件、男俑3件、女俑5件が出土し、その他、前室に男侍や女侍を表現した縦長の画像磚がいくつかある。侍吏俑は比較的大きな進賢冠を着用し、袴褶・襦襜(上半身に着用する無袖の服飾品)を着用した北朝的な出で立ちである。一方、女侍俑や画像磚に描かれた女侍(図13)は、服飾のうち下半身のボリュームが大きい点など、南朝的な優雅さを持っているように感じられるが、比較の対象となるべき南朝の俑、あるいは人物を描いた画像磚の出土例が少ないので確言はできない。一方、胡俑は「深目・高鼻・短髪」といった特徴や円領袍や深筒靴(長靴)によって、西域由来の人物であることを表現しているが、胡人俑の出土自体が南方の古墓としては珍しいことといえよう。より特徴的なのは男俑であり、3件中2件が短褲(半ズボン)、かつ裸足で、そのうちの1件は上半身ほぼ裸である(図14)。これは華北にはあまり見られない事例であり、温暖な南方的な服飾であるといえる(あるいは、これら2件も非漢族かもしれない)。東湖岳家嘴隋墓の俑全体として、北朝・南朝の要素に西域色まで交えた多彩な服飾的内容を持つ事例と言えよう。

同じく武昌地区にある馬房山隋墓では、男俑が4件、女俑が6件出土している(その他生肖像俑が12件出土している)。簡報は女俑をA～Cの3類型に分けるが、このうち目をひくのはA型の2件で、足元を見ると1件は裸足で「草履」を履き、他の1件は裸足のままであり(図15)、衣服の装飾はない。華北の俑などでは草履や裸足の俑はほとんど見かけず、これは東湖岳家嘴隋墓の男俑と同様、南方地域の風習とみるべきかと思われる。なお、B・C型の女侍俑もまた概ね南朝的な服飾を着用している。一方、男俑としては、翻領の胡服を着た胡俑が1件、円形の帽子をかぶった俑(これも容貌からして胡俑ではないかと思われる)が1件、幘頭・円領袍という典型的な北朝後期以来の服飾の俑が2件あり(図16)³⁵⁾、男子の方は北朝的西方的色彩が強いといえる。

湘陰県隋大業六年墓からは、持物女俑2件、老人俑2件、成人俑1件の他、俑の頭部が3件出土している(その他、生肖俑が2組が出土している)。持物女俑は北朝風の筒袖の長衫等を着用し、老人俑(図17。剣を持っており、老人俑というよりは侍俑と考えるべきであろう)や成人俑(これも侍俑であろう)も、北朝的な平巾幘・袴褶を着用しており、³⁶⁾。また、頭部のみの俑を見ると、男女とも幘頭をかぶっており、これもまた北朝的な要素と言える。洞庭湖東南というかなり南方に位置する古墓から出土したにもかかわらず、ここから出土した俑は、服飾要素について言えば、北朝的・隋朝的色彩が強いと見られる³⁶⁾。

以上、隋唐時代における長安・洛陽といった首都圏地域からの出土状況から服飾要素を見ると、岑平等墓も含めて南朝系人士の墓といえども、おしなべて北朝・隋唐系統の服飾を着用しており、南朝的要素を探することは難しいが、旧南朝地域から出土した隋代の俑の服飾を見ると、南朝的要素がやや強まり、社会階層で言えば上層よりも下層、性別で言えば男性よりも女性の方が南方の特徴があるように思われる。逆に言えば、“上位階層”かつ“男性”が北朝的・隋朝的な服飾を着用しており、そこに一部西域的要素も加わるという構図を見て取ることもできるであろう。

7. おわりに

本稿では、以下のことを述べた。まず、発掘簡報をもとに岑平等墓の基本データを提示し、その上でこの墓誌を扱った先行研究を整理しつつ、墓主とその周辺人物の、南朝系人士としての歴史上の位置づけをおこない、次に俑を題材に南朝的な要素を探った結果。俑には南朝を連想させる要素はあまりなく、強いて言えば、女楽俑・女舞俑が、南朝に起源を置く清楽を演奏している可能性があるという程度であるが、その一方で、楽器編成の中に琵琶や箏篋が入って西域色が強く打ち出されている点を指摘した。この点は、隋唐時代、他の華北の南朝系古墓から出土した俑も同様であり、南朝的な服飾は、少し時間を遡った隋代の南方(湖北・湖南)古墓の中の女性・下層民を象った俑群にかろうじて現れることも指摘しておいた。なお、筆者には女性の服飾についての知識が不足しているので、時期や地域による微妙な差異を見分けることが困難であった。この点は今後の課題としたい。

このように、岑平等墓からは“北方化”した南朝系人士の生活を見て取ることができる。解洪興・朱富春両氏は、江南系の士族が身分制序列の上に君臨していた南朝時代とはうって変わって、武徳・貞観年間(618～649年)には、個々人の教養や文学的才能によって唐朝中枢部に進出したが、これは婚姻によって勢力を維持しようとする山東士族とは対照的であり³⁷⁾、婚姻に際しては家格にこだわらないこともあったが、その反面、江南系の士族は皇帝権力に密着していただけに、その地位は脆弱であり、高宗～武周期には彼らは皇帝権力によって凋落していくという見通しを立てている³⁸⁾。そうであるとすれば、北遷後、江南系の諸家門は華北において自立した勢力にはなり得なかったものの、共通する性格は持っていたといえるが、さらに進んで集団としての一体性があったか否かについては、今後検討が必要になってくるであろう。その際、江南系家門を団結させるための紐帯として、まず、婚姻が想起される。本稿にかかわる例で言えば、劉広宗・岑平等夫妻は、ともに南陽に本貫を置く、南朝系僑姓士族の家門同士の婚姻であり、蔣少卿・(李)宝手夫妻は夫が義興、夫人は呉郡(南渡以前は隴西)を本貫としており、南朝での両家の家格は次門層に属すると思われ、劉・岑両氏に比して家格は落ちるが、この夫妻もまた南朝系家門同士の婚姻によるものであり、本稿冒頭で述べたように、南朝系家門同士が婚姻によって結合を強めた例に

なるかと思われる。ただし、呉興姚氏のように、山東士族との婚姻に力を入れ、本貫も華北の現住地に変えるなどして、家門の勢力を維持しようとするケースもあり³⁹⁾、家門ごとの戦略も様々であったであろう。

今後は、本稿執筆の過程で得た知見をもとに、さらに視野を広げて他の南朝系人士の墓誌や副葬品を取り上げて、彼らの勢力扶植の様相を探っていきたい。

注

- 1) 拙稿「北朝・隋唐における南朝系人士についての基礎的考察 ―理論的な枠組みの提示を中心に―」（『埼玉大学紀要 教育学部(人文)』66-1、2017年）参照。なお、この拙稿で引用した諸研究の他に、初唐期の南朝系人士の家門の朝廷における盛衰や婚姻関係といった諸問題を論じた近年の論考として、朱富春「簡論唐初江南士族婚姻觀念的轉變」（『黒龍江史志』2013-15）、解洪興・朱富春「從躊躇中進取到沈寂中迷失 ―唐初江南士族政治適応性述略」（『黒龍江社会科学』2022-3）などがある。
- 2) 筆者の服制研究のうち、概論的・通史的にこれを論じたものとして、「漢唐間の礼制と公的服飾制度に関する研究序説」（『埼玉大学紀要 教育学部』58-2、2009年）を挙げておく。
- 3) 拙稿「漢唐間における楽制体系と冠服体系 ―楽人はどのように装って舞い、奏でたのか？―」（『埼玉大学紀要 教育学部』69-1、2020年）、同「漢唐間における鼓吹と女樂の下賜 ―国家と音楽の関係の一考察―」（『埼玉大学紀要 教育学部』71-1、2022年）参照。
- 4) 310国道孟津考古隊「洛陽孟津西山頭唐墓」（『文物』1992-3）参照。
- 5) 東京国立博物館等編集『誕生！ 中国文明』（読売新聞社等、2010年）、164頁の市元墨氏の解説による。
- 6) なお、注5前掲書の市元墨氏の解説によると、岑平等墓の墓室内の棺の近くに舞踏俑（女舞俑）2件が置かれ、それらと相対するように、坐楽俑（女楽俑）6件が2列に並んでいたという。また、墓室内に置かれていた俑は男装女性（M69：19とM69：20の2件の伎楽俑のことを言っていると思われる）を含めて全て女性であり、男性俑が墓室外に置かれていたことが特徴的であるとする。
- 7) 劉海旺「孟津唐岑氏夫人墓墓誌及伎楽俑研究」（『華夏考古』1993-2）参照。
- 8) なお、『唐代墓誌彙編続集』、386頁や『全唐文新編』第22巻、14740頁では、岑平等墓誌の当該部分は「敦仁」と釈読されているが、本稿が転載した『洛陽新獲墓誌』、44頁の拓本を見ると、明らかに「敦行」と刻されている。
- 9) 李建華「唐宰相岑文本侄女岑平等墓誌考釈」（『中国国家博物館館刊』2017-8）参照。
- 10) なお、『旧唐書』巻70、岑文本伝附岑義伝には「長倩子義」とある一方で、岑義が「従父長倩」と称しており、両者の関係が不明瞭であるが、中華書局本『旧唐書』、2544頁の校勘記では、岑長倩は岑義の従父にあたるというのが正しいとしている。
- 11) 李建華氏は、単独埋葬を選んだ仏教徒の女性の例として、潤州刺史王美暢の夫人長孫氏（703年埋葬）、宋運夫人王氏（724年埋葬）、また、玄宗期の宰相姚崇の母劉氏（『全唐文』巻328、胡皓「嵩州都督贈幽州都督吏部尚書諡文献姚府君碑銘」、708年埋葬）などを挙げる。
- 12) 『隋唐五代墓誌匯編』洛陽卷第9冊（天津古籍出版社、2009年）、54頁に、この神道記の拓本が載せられているが、薛氏と読めるかについては疑問を感じた。この点は今後の課題としておく。
- 13) 沈從文氏によると、胡服（西北民族、あるいは間接的にはイランを起源とする服飾）の流行は北齊王朝から始まり、小袖（筒袖）に翻領を付した長袍はその構成要素であった。沈從文等『中国古代服飾研究』（上海書店出版社、1997年）、257～262頁参照。

- 14) なお、台湾国立歴史博物館所蔵の一連の北朝期の女舞俑は、これら女舞俑の祖型となるものと思われるが、本稿では論究しないこととする。
- 15) 孫機『中国古輿服論叢』（文物出版社、1993年）、183～184頁では、こういったかぶりものをユーラシア北方の遊牧民の帽子に起源を持つ「胡帽」とし、趙斌・呂卓民・周怡『唐代宮廷服飾』（西安出版社、2013年）、149頁は、この種のかぶりものを「卷檐虚帽」と称し、もともと石国の胡舞や柘枝舞で用いられたものであったが、唐代女性が好んで着用したとする。
- 16) 李建華注9前掲論文によると、誌文に「清苑公」とあるが、この「公」とは、唐代墓誌によく見られる成年男子に対する敬称であって、開国男から開国公に進爵したわけではないが、劉敦行神道記では題名にあるとおり敦行は開国子に進爵している。ちなみに、『通典』巻40、職官典22、秩品五によれば、唐制（開元25年制定）では開国男の官品は従五品上、開国子のそれは正五品上である。
- 17) 劉海旺注7前掲論文参照。なお、『大唐六典』巻4、礼部郎中員外郎に、「凡私家得不設鐘磬。三品已上得備女樂五人、五品已上不過三人」とあり、『太平御覽』巻575、樂部、鍾に、「唐雜制曰、凡私家不設鍾磬。三品已上女樂五人。五品已上不過三人也」とある。これらの史料では、人数の制限がなされているのは、女樂のうち舞人と工人（樂器演奏者）のいずれであるのか、それとも両者を含むのか判然としない。また、以上引いた史料は三品以上の官は女樂5人、五品以上の官は女樂3人が保有限度であったとも読めるので、そうであれば、岑平等墓についても規定からは逸脱しているといえる。あるいは、これらの史料で言う女樂とは舞人を指しているのではないかとも思われる。
- 18) なお、劉海旺氏は清樂を詠った唐詩として蕭德言の「詠舞」、李白の「白紵辭三首」を挙げ、それらの舞踏表現から清樂に共通する特徴を見だし、唐代、清樂が依然として確固たる地位を音楽界において保持していたとしている。
- 19) 馮健「樂声悠揚舞翩躚 一唐代岑氏墓彩繪樂舞俑賞析」（『中原文物』2005-4）参照。
- 20) 多部伎の制度は、北周の七部国伎、隋文帝期の七部伎、隋煬帝期の九部伎、唐太宗期の十部伎の順で発展・拡大していった。この制度は天子の文徳と武功が天下とその四周に及んでいることを示すために設けられたとされる。渡辺信一郎『中国古代の樂制と国家 一日本雅樂の源流一』（文理閣、2013年）、第2部第3章「燕樂七部伎樂の編成 一清商樂と四夷樂の編成一」参照。
- 21) 下に引く『旧唐書』巻29、音樂志二は「一絃琴一」ではなく「三絃琴一」とするが、岸辺成雄氏は一絃が正しいとする。岸辺成雄『唐代音樂の歴史的研究 樂制篇』下（東京大学出版会、1960年）、204頁参照。
- 22) なお、『新唐書』巻21、礼樂志十一には「有編鍾・編磬・独絃琴・擊琴・瑟・秦琵琶・臥箜篌・筑・箏・節鼓、皆一、笙・笛・簫・篪・方響・跋膝、皆二、歌二人、吹葉一人、舞者四人」とあって、『旧唐書』などと相違する点があるが、岸辺成雄注21前掲書、205頁は、これは唐末の事情を記したものではないかと想定する。
- 23) 岸辺成雄注21前掲書、206頁参照。
- 24) 西安市文物保護考古所「唐姚無陂墓發掘簡報」（『文物』2002-12）参照。
- 25) 張学鋒「読長安出土姚無陂墓誌」（『華夏考古』2005-2）参照。なお、榎本あゆち氏は、吳興姚氏はもともと家格の低い土豪でしかなかったが、梁武帝治世において、姚菩提・姚僧垣父子が医術の知識を活用して交友関係を広げたために、士人として認められるようになったとする。榎本あゆち『中国南北朝寒門寒人研究』（汲古書院、2020年）、398～400頁参照。なお、唐代における姚氏の拡大・婚姻などの実態については、姚詩聰氏が「対吳興姚氏房支的命名兼論唐代吳興姚氏的新貫」（『蘭台世界』、2016-8）、「唐代吳興姚氏与山東士族婚姻之我見」（『長江文明』2018-1）などの一連の論考を発表しているが、本稿では深く立ち入らないこととする。
- 26) 西安市文物保護考古研究院「西安唐殿中侍御医蔣少卿及夫人宝手墓發掘簡報」（『文物』2012-10）参照。
- 27) 咸陽市文物考古研究所「咸陽隋代蕭紹墓」（『文物』2006-9）参照。

- 28) なお、『隋書』卷45、庶人諒伝によると、雍州牧であった漢王諒は597年に并州総管として長安を離れているが、同書卷2、文帝紀、開皇17年7月の条には秦王俊が并州総管の職を解かれているので、漢王諒の并州総管就任は、その後どこかの時点ということになるが、その一方で9月に漢王の部下である蕭紹は并州には同行せずに長安で死去する、という時系列になっている。
- 29) なお、小林仁『中国南北朝隋唐陶俑の研究』第7章「隋俑考 —北齊の遺風と新たな展開—」において、隋代長安の俑における北齊俑の影響が指摘されているので、北齊の影響は当該時期の俑全般に言えることのようにある。
- 30) 安徽省展覧、博物館「合肥西郊隋墓」（『考古』1976-2）参照。
- 31) 武漢市文物管理处「武漢市東湖岳家嘴隋墓発掘簡報」（『考古』1983-9）参照。
- 32) 蔡華初・武漢市博物館「湖北武昌馬房山隋墓清理簡報」（『考古』1994-11）参照。
- 33) 熊伝新「湖南湘陰隋大業六年墓」（『文物』1981-4）参照。
- 34) たとえば、馬房山隋墓からは陳朝が発行した五銖錢(562年発行)、太貨六銖錢(579年発行)が出土しているが、簡報では、このことを手がかりにして、この墓は隋朝が独自の五銖錢を鑄造して前代の旧錢の流通を禁じる前、つまり開皇3(583)年より前か少し後に造営されたのではないかと推測している。
- 35) 前掲注2拙稿では、北魏の鮮卑帽(風帽)が、改変を加えられつつ幘頭となって華北に定着し、これが唐代の常服制度につながった点について、先学を援用しつつ道筋を示した。
- 36) なお、小林仁氏によると、隋時代の俑の新展開は長安ではなく、旧北齊鄴文化の伝統を引き継いだ安陽一帯から始まったが、それ以外でも亳県・合肥・徐州のような淮水一帯、武漢・湘陰のような長江中流域一帯などの南方でも地域性を反映した地方色豊かな隋俑が出現しているとするが、本稿で取り上げた湖北・湖南の古墓もそういう例に入る。小林仁注29前掲書、234頁参照。
- 37) 山東士族(貴族)が婚姻によって勢力を維持し、皇帝権力との摩擦を生んだことについては、たとえば、築山治三郎氏の研究がある。築山治三郎『隋唐政治制度の研究』（創元社、1967年）、163～172頁参照。
- 38) 解洪興・朱富春注1前掲論文参照。
- 39) 姚詩聡注25前掲論文(2016年)参照。



図1：孟津県岑平等墓 女楽俑
(左からM69：16、M69：14、M69：12、M69：13ではないかと思われる)



図2：孟津県岑平等墓 女舞俑・女侍俑
(前列は女舞俑M69：17とM69：18、後列は女侍俑M69：9とM69：10ではないかと思われる)



図3：岑平等墓誌 誌蓋拓本

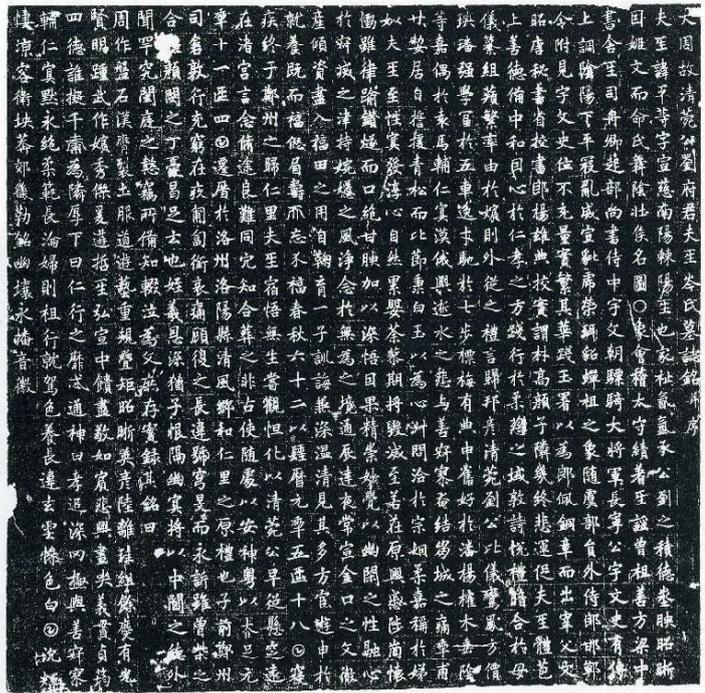


図4：岑平等墓誌 誌文拓本



图5：咸陽長武鼎張臣合墓 女舞俑



图6：岑平等墓 男伎樂俑



图7：岑平等墓 女侍俑



图8：西安姚無破墓 小髻女騎俑

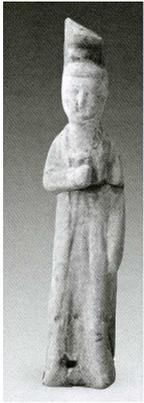


图9：西安蔣少卿墓 女立俑



图10：西安蔣少卿墓 籠冠俑

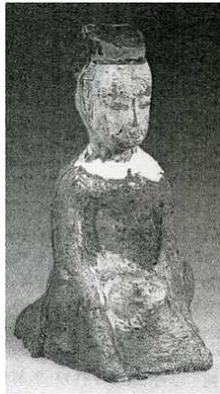


图11：咸陽蕭紹墓 持箕俑



图12：合肥西郊隋墓 文吏俑



图13：武昌東湖岳家嘴隋墓 前室西壁 画像磚拓本 女侍



图14：武昌東湖岳家嘴隋墓 男俑



图15：武昌馬房山隋墓 女俑



图16：武昌馬房山隋墓 男俑



图17：湘陰縣隋大業六年墓 老人俑

図版出典

- 図1：東京国立博物館等編集『誕生！ 中国文明』（読売新聞社等、2010年）、164頁。
- 図2：同書、165頁。
- 図3：洛陽市第二文物工作隊、李猷奇・郭引強編著『洛陽新獲墓誌』（文物出版社、1996年）、44頁。
- 図4：同上。
- 図5：『長安 陶俑の精華』（MIHO MUSEUM、2004年）、64頁。
- 図6：310国道孟津考古隊「洛陽孟津西山頭唐墓」（『文物』1992-3）。
- 図7：王綉主編『魅力洛陽 一河洛地区文物考古成果精華一』（大象出版社、2005年）、79頁。
- 図8：西安市文物保護考古所「唐姚無陂墓發掘簡報」（『文物』2002-12）。
- 図9：西安市文物保護考古研究院「西安唐殿中侍御医蒋少卿及夫人宝手墓發掘簡報」（『文物』2012-10）。
- 図10：同上。
- 図11：咸陽市文物考古研究所「咸陽隋代蕭紹墓」（『文物』2006-9）。
- 図12：安徽省展覽、博物館「合肥西郊隋墓」（『考古』1976-2）。
- 図13：武漢市文物管理处「武漢市東湖岳家嘴隋墓發掘簡報」（『考古』1983-9）。
- 図14：同上。
- 図15：蔡華初・武漢市博物館「湖北武昌馬房山隋墓清理簡報」（『考古』1994-11）。
- 図16：同上。
- 図17：熊伝新「湖南湘陰鼎隋大業六年墓」（『文物』1981-4）。

(2023年9月30日提出)

(2023年11月7日受理)